

諮問庁：国立大学法人岡山大学

諮問日：平成28年2月4日（平成28年（独情）諮問第13号）

答申日：平成28年8月3日（平成28年度（独情）答申第26号）

事件名：特定の懲戒処分に係る文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書9（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年10月19日付け岡大総総第86号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 「法人文書部分開示決定通知書」（岡大総総第86号）に附属した別紙に「開示請求の内容」等の記載があり、番号1から9まで9件の文書が特定され全部又は部分開示されている。

私は本件開示ではこれらの文書の「原議書」も併せて開示請求している。この9件の文書を詳細に検討すると、単なる事務通知ではなく、大学役員・幹部ないしその代理権者が全学教職員ないし特定部局教職員に対し、重要かつ緊急性の高い内容を通知している。よって「原議書」ないしその相当物が開示に漏れており「請求どおりの文書を特定しその一切を開示せよ」と主張する。

イ この異議申立てに当たり、岡山大学本部の情報公開窓口担当者に「原議書」の存在につき疑義を問い合わせた。明確な回答はなかったが「不存在」を示唆された。

もしこの不存在が事実なら、次のような深刻な事態を示唆すると思料される。

①各書面は大学の内規や慣例に従い、合法かつ整合に作成交付されたものではなく、裁量・承認を欠く、偽物ないし、遊戯物ないし、不正文書である。

②岡山大学では、法人文書の作成や交付が法的根拠や学内規定に従って執行されるのではなく、特定者の恣意ないし気まぐれで常時行われておりいわば無法状態である。学長もそれを放任し、その欠陥に乗じて大学を混乱させている。

よって「原議書」ないしその相当物を「請求どおり特定しその一切を開示せよ」と主張する。

念のため「偽物ないし、遊戯物」，「恣意ないし気まぐれ」の示唆箇所を黄色で付印してみた。参考にされたい。もちろん，情報公開窓口担当者の説明とおりに「原議書」不存在なら，① and / or ②を承認されたものと把握する。種々の状況・情報や本件対象文書から判断するに，名門“岡山大学”の公式文書とは到底信じられない。戦前・戦中の軍部支配大学の様相である。正に悪夢であると申し述べる。

(2) 意見書 1

異議申立人は a そもそもの法人文書開示請求書（平成 27 年 9 月 15 日付け），及び b 岡山大学原決定である「法人文書部分開示決定通知書」（岡大総総 86 号，平成 27 年 10 月 19 日付け；別紙の文書 9 件一覧 1 枚）と c 実際に開示された文書（9 件），および d 異議申立書（平成 27 年 11 月 2 日付け），e 本件諮問に係る岡山大学の理由説明書（平成 28 年（独情）諮問第 13 号）を精査した。

遺憾ながら岡山大学の不適正“文書特定・決定”の主張はいささかもゆるがない。特に留意すべきは，e の理由説明書（平成 28 年（独情）諮問第 13 号）において，諮問庁の説明は事実でないか虚偽ないし曖昧であり，到底合理的説明ではない点である。また諮問庁は私が異議申立書（平成 27 年 11 月 2 日付け）で提起した問題点につきほとんど回答も説明もしていない。よって貴審査会においてこの論点と乖離につき十分吟味することを依頼する。当該原議書類は関係法令ないし関係内規により作成されているはずで，これなくしては国立大学の運用はありえない。原議書が存在しない理由は不自然で，法令に違反しており，説明は恣意的虚偽ないし錯誤に他ならない。

さて，以上の状況を踏まえ，意見の補足を記載する。

ア 特定された 9 件の文書において文書 5 と文書 9 は同一書面である。

これら 2 文書は「一般的注意事項」を記載していることから，原議書の不存在はありえることである。

しかし，多くの事例でこれら文書作成についても原議書ないしそれ

に相当する記録が作成されるのが通例であり、岡山大学は隠蔽している可能性がある。

イ 特定された9件の文書において、文書3についてはその冒頭右の部分に原議書相当の記録が記載されている（起案，決裁，発送の日時も記録あり；26.9.30）。すなわち岡山大学は当該記録を業務として作成しているのであり，この部分は図らずも隠蔽から逃れ露呈してしまったものと思料される。eの理由説明書で「下位者の発意により起案し，意思決定権限を持つ上位者の承認を得たものではなく」，「上位者からの指示により通知を行った」とあるが，下位発案，上位指示にかかわらず，決裁記録は規約からも残しておくべき文書であり，当然に原議書ないし相当物（決裁記録等）が存在するはずである。岡山大学内規で確認願う。この様な不自然な理屈は通用しない。“上位者からの指示”なら，その記録を保管しなくてはならないしこれは事務手続きの常識である。あたかも，その必要がないような説明をし，錯誤させる意図であるが，そのような学内状況こそ大学の私物化，批判者弾圧，特定権限者暴走，そして不正開示の決定・執行を認容する基盤である。

ウ 添付した資料に示すように岡山大学の事態は異常といわざるをえない。本件法人文書開示請求も真実を知る目的で行ったが，誠に杜撰かつ弾圧的学内行政に驚愕している。現代の“ヒットラー独裁体制”を思わせる。原議書が存在しないなら岡山大学が恣意的運用ないし不当な“独裁体制”を是認したことになる。このように原議書は重要な意味を有している。「上位者の指示」等の問題ではない。

エ 原議書を特定し開示することを求める。もし不存在なら，特定教員らの名誉回復と復職を即刻すべきであろう。なぜなら一連の学内手続きが私物化されており，不備・無効であるから。

（本答申では資料は省略）

（3）意見書2

（本件とは別の情報公開請求に係る意見であるため，内容は記載しない。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問に至る経緯及び概要

（1）異議申立人は，処分庁に対し，平成27年9月15日付け「法人文書開示請求書」により，本件請求文書の開示請求を行った。

（2）処分庁では，本件対象文書を特定し，その一部を開示する旨の決定をし，平成27年10月19日付け岡大総総第86号「法人文書部分開示決定通知書」により異議申立人に通知し，同年10月26日に写しの送付による開示を実施した。

(3) 異議申立人は、上記請求内容の文書の「原議書」も併せて請求したにもかかわらず、原議書が含まれておらず、このような重要かつ緊急性の高い内容を本学構成員に対し通知するにあたり、原議書ないしその相当物が作成されているはずであり、開示文書に「原議書」等が漏れているとして、その特定及び開示を求め、平成27年11月2日付け異議申立書により異議申立てを行った。

2 異議申立人が「原議書」等が漏れていると主張する文書

文書1：【至急】【特定系事務室】臨時教員会議の開催について（通知）

文書2：FW：重要：****のハラスメント行為に係る懲戒処分

文書4：【重要】停職期間中の留意事項について

文書6：守秘義務履行の注意喚起について

文書7：（依頼）Re：【重要】停職期間中の留意事項について

文書8：****教授からのメールに対する大学執行部の見解について

3 異議申立人の主張に対する検討

決裁とは、権限をもった上位者が下位者の提出した案の可否を決める行為であり、このような決裁を受ける際に「原議書」を使用することを原則としている。

一方で、本件異議申立ての対象となっている文書は、下位者の発意により起案し、意思決定権限を持つ上位者の承認を得たものではなく、当該事案又は行為に係る決定権を有する上位者からの指示により通知等を行ったものである。そのため、通知等の行為についての承認（決裁）を受ける必要はなく、したがって、原議書等は作成していない。また、通知等の文案についても、当該上位者が作成したもの、又は上位者が対面で直接確認し承認したものであって、原議書等は作成していない。

このように、本件異議申立てに係る原議書は作成しておらず、不存在であるため、異議申立人の主張には理由がなく、原処分は妥当であると考え

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 異議申立人から意見書1を收受
- ④ 同月24日 異議申立人から意見書2を收受
- ⑤ 同年7月20日 審議
- ⑥ 同年8月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、一部開示する原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書（本件対象文書の一部に係る原議書等）があるはずであるとして、原処分の取消しを求めていると認められるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、本件対象文書のうち異議申立人が原議書等の存在について疑義を述べている文書は、下位者の発意により起案し、意思決定権限を持つ上位者の承認を得たものではなく、当該事案又は行為に係る決定権を有する上位者からの指示により通知等を行ったものであるため、通知等の行為についての承認（決裁）を受ける必要はなく、また、通知等の文案についても、当該上位者が作成したもの、又は上位者が対面で直接確認し承認したものであって、各文書に係る原議書等はいずれも作成していない旨説明する。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、再度の探索においても原議書等の存在は確認されなかったとのことである。

(2) 本件対象文書の作成の趣旨及びその内容に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、岡山大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書（原議書等）を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、岡山大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

国立大学法人岡山大学の特定記者発表資料に記載された懲戒処分（特定日付け）に係る以下の法人文書一切を開示請求する。期間は平成24年1月1日から現在まで。

- ① 「本件懲戒処分」に直接、間接に係り電子メールまたは掲示で特定組織構成員（教員，職員，学生）およびそれ以外の岡山大学構成員に処分概要，措置，所信，留意事項等を連絡した文書類。連絡内容には問い合わせ，報告，集会召集等の通知類を含む。
- ② 「本件懲戒処分」に直接，間接に起因して「守秘義務や就業規則の遵守・励行」等を求めるメール類（法人文書）。発信者は岡山大学の当該裁量権者，ただし岡山大学代理人（弁護士等）を含む。内容はインターネット利用関連を含む。
- ③ 「本件懲戒処分」に直接，間接に係り「停職処分者を学内で見かけた場合は岡山大学関係者（事務長等）に通告する」旨等を求める法人文書。これには，メール類その他で，内容は停職処分者への接触制限関連を含む。
- ④ その他「本件懲戒処分」に直接，間接に係り特定組織構成員およびそれ以外の岡山大学構成員に発したメール等の文書類（連絡，周知ないし問い合わせ等を含む）。
- ⑤ 以上の①から④の各文書に係る「原議書」類の一切（例：岡山大学原議書）。

2 本件対象文書

- 文書1：【至急】【特定系事務室】臨時教員会議の開催について（通知）
文書2：FW：重要：****のハラスメント行為に係る懲戒処分について
文書3：停職期間中の留意事項について
文書4：【重要】停職期間中の留意事項について
文書5：添付文書「停職期間中の留意事項について」
文書6：守秘義務履行の注意喚起について
文書7：（依頼）Re：【重要】停職期間中の留意事項について
文書8：****教授からのメールに対する大学執行部の見解について
文書9：添付文書「停職期間中の留意事項について」
（注）「****」は，原処分において不開示とされた部分である。